

# 高年齢労働者 処遇改善促進助成金

令和5年  
4月1日  
制度改正!!

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、  
60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、  
就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される  
賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に助成されます。

## 対象事業主

以下の要件を満たしていることが必要

- ① 以下のAとBを算出・比較し、75%以上であることが確認できる事業主
- ② 就業規則や労働協約で定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6か月以上運用している事業主
- ③ 賃金規定等改定計画書を賃金規定等改定予定日の前日までに添付書類を添えて管轄の労働局に提出し労働局長の認定を受けている事業主
- ④ 増額改定前の賃金規定等を6か月以上運用していた事業主
- ⑤ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主

|   |  |
|---|--|
| A | すべての算定対象労働者の <u>60歳到達時点での1時間あたり</u> の毎月決まって支払われる賃金     |
| B | 賃金規定等を増額改定後の <u>すべての算定対象労働者の、1時間あたり</u> の毎月決まって支払われる賃金 |

## 助成額

増額改定した賃金規定などを適用した年度により以下の助成率で支給

| 年度    | 助成率        |  |
|-------|------------|--|
| 令和5年度 | AからBを引いた額に | 中小企業： $\frac{2}{3}$<br>中小企業以外： $\frac{1}{2}$ を乗じた額(100円未満切捨) |

- ◆算定対象労働者：高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者
- ◆毎月決まって支払われる賃金：基本給と労働者の個人的事情とは無関係で支給される手当

支給対象期の第1期から  
第4期まで(6か月ごと)  
の最大4回(2年間)で  
きます。



## 対象労働者

- ① 賃金規定等改定計画書に、算定対象労働者として記載されている者。ただし、除外対象者は除きます。(除外対象者/既に離職している者、続基本給付金の支給が終了した者、事業主または取締役の3親等以内の親族、算定対象労働者から除外した者、任意指定除外者)
- ② 支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者。
- ③ 増額改定した賃金規定等を適用されている者。